

令和2年9月1日
地 域 行 政 部
住民記録・戸籍課

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に
関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるため、「世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例」を令和2年第3回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

- (1) 第2条及び第3条における関係省令等の名称等変更
- (2) 第3条中「通知カード」を「個人番号通知書」に改める。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

公布の日から施行する。

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例	世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例
平成14年12月6日条例第56号	平成14年12月6日条例第56号
(目的)	(目的)
第1条 (略)	第1条 (略)
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) コミュニケーションサーバ 転入通知（住民基本台帳法第9条第1項の規定による通知をいう。以下同じ。）、住民票の写しの交付の特例（同法第12条の4の規定による住民票の写しの交付をいう。以下同じ。）及び転入転出の特例（同法第24条の2の規定による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者等に関する届出の特例をいう。以下同じ。）のために必要な情報を市町村長間で通知し、都道府県知事に本人確認情報の通知及び転出確定通知（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第13条第3項の規定による通知をいう。以下同じ。）を行い、並びに機構に個人番号とすべき番号の生成（番号法第8条第2項の規定による個人番号とすべき番号の生成をいう。以下同じ。）のために必要な情報を通知し、機構から個人番号とすべき番号の通知（同項の規定による通知をいう。以下同	(2) コミュニケーションサーバ 転入通知（住民基本台帳法第9条第1項の規定による通知をいう。以下同じ。）、住民票の写しの交付の特例（同法第12条の4の規定による住民票の写しの交付をいう。以下同じ。）及び転入転出の特例（同法第24条の2の規定による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者等に関する届出の特例をいう。以下同じ。）のために必要な情報を市町村長間で通知し、都道府県知事に本人確認情報の通知及び転出確定通知（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第13条第3項の規定による通知をいう。以下同じ。）を行い、並びに機構に個人番号とすべき番号の生成（番号法第8条第2項の規定による個人番号とすべき番号の生成をいう。以下同じ。）のために必要な情報を通知し、機構から個人番号とすべき番号の通知（同項の規定による通知をいう。以下同

改正後	改正前
<p>じ。)を受け、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号省令」という。）第35条第1項第2号及び第7号に掲げる事務に係る情報又は認証業務（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第2条第3項に規定する認証業務をいう。）の実施のために必要な情報を機構との間で通知するための市町村長の使用に係る電子計算機をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(区長の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 区長は、<u>個人番号カード等に関する技術的基準</u>（平成27年総務省告示第314号）に基づき<u>個人番号通知書</u>（<u>番号省令第7条</u>に規定する<u>個人番号通知書</u>をいう。以下<u>同じ</u>。）及び個人番号カードのセキュリティを確保するために必要な対策を実施し、並びに<u>個人番号通知書及び個人番号カードの適正な管理及び運用に努めなければならない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>じ。)を受け、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第1項第2号及び第7号に掲げる事務に係る情報又は認証業務（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第2条第3項に規定する認証業務をいう。）の実施のために必要な情報を機構との間で通知するための市町村長の使用に係る電子計算機をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(区長の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 区長は、<u>通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準</u>（平成27年総務省告示第314号）に基づき<u>通知カード</u>（<u>番号法第7条第1項</u>に規定する<u>通知カード</u>をいう。以下「<u>通知カード</u>」という。）及び個人番号カードのセキュリティを確保するために必要な対策を実施し、並びに<u>通知カード及び個人番号カードの適正な管理及び運用に努めなければならない</u>。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>